

間 接 諸 税

9～15 間接諸税関係各表

利用上の注意

この章は、平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間の申告又は処理による課税事績及び平成 14 年 3 月 31 日における調査時点の事績を示したものである。

「課税人員」欄には、納税申告書 1 通又は決定若しくは賦課決定の決議書 1 通を 1 人として計算した。

印紙税については現金納付に係る分を掲げた。

9 たばこ税及びたばこ特別税

たばこ税及びたばこ特別税（平成 10 年 12 月 1 日から創設）は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

<たばこ税の税率>

(1)喫煙用の製造たばこ	第 1 種 紙巻たばこ 第 2 種 パイプたばこ 第 3 種 葉巻たばこ 第 4 種 刻みたばこ	・たばこ税 1,000 本当たり 2,716 円 ・たばこ特別税 1,000 本当たり	(注) 1 紙巻たばこのうち、専売納付金制度の下において 3 級品とされていたものの税率は、左記にかかわらず、1,000 本につきたばこ税 1,289 円、たばこ特別税 389 円とされている。	
				2 第 2 種及び第 3 種の税率の適用については、1 g を 1 本に換算し、第 4 種及びかみ用並びにか
				(2) かみ用の製造たばこ
(3) かぎ用の製造たばこ		820 円		

10 印 紙 税

印紙税は、経済取引に関連して作成される文書に対して課税される。

<印 紙 税 の 税 率 (抜 粋) >

課税される契約書、証書、通帳等のうちの主なもの（1 通又は 1 冊につき）

(1) 不動産等の譲渡に関する契約書、消費貸借に関する契約書及び運送に関する契約書			
契約金額 1 万円未満のもの	非課税	契約金額 5,000 万円以下のもの	2 万円〔1 万 5 千円〕
〃 10 万円以下のもの	200 円	〃 1 億円	〃 6 万円〔4 万 5 千円〕
〃 50 万円	〃 400 円	〃 5 億円	〃 10 万円〔8 万円〕
〃 100 万円	〃 1 千円	〃 10 億円	〃 20 万円〔18 万円〕
〃 500 万円	〃 2 千円	〃 50 億円	〃 40 万円〔36 万円〕
〃 1,000 万円	〃 1 万円	〃 50 億円を超えるもの	〃 60 万円〔54 万円〕
		契約金額の記載のないもの	200 円
(2) 請負に関する契約書			
契約金額 1 万円未満のもの	非課税	契約金額 5,000 万円以下のもの	2 万円〔1 万 5 千円〕
〃 100 万円以下のもの	200 円	〃 1 億円	〃 6 万円〔4 万 5 千円〕
〃 200 万円	〃 400 円	〃 5 億円	〃 10 万円〔8 万円〕
〃 300 万円	〃 1 千円	〃 10 億円	〃 20 万円〔18 万円〕
〃 500 万円	〃 2 千円	〃 50 億円	〃 40 万円〔36 万円〕
〃 1,000 万円	〃 1 万円	〃 50 億円を超えるもの	〃 60 万円〔54 万円〕
		契約金額の記載のないもの	200 円
(平成 9 年 4 月 1 日から(1)及び(2)に関する契約書の一部について〔 〕内の税率が適用されている。 (措置法 91))			
(3) 約束手形、為替手形			
手形金額 10 万円未満のもの	非課税	手形金額 5,000 万円以下のもの	1 万円
〃 100 万円以下のもの	200 円	〃 1 億円	〃 2 万円
〃 200 万円	〃 400 円	〃 2 億円	〃 4 万円
〃 300 万円	〃 600 円	〃 3 億円	〃 6 万円
〃 500 万円	〃 1 千円	〃 5 億円	〃 10 万円
〃 1,000 万円	〃 2 千円	〃 10 億円	〃 15 万円
〃 2,000 万円	〃 4 千円	〃 10 億円を超えるもの	〃 20 万円
〃 3,000 万円	〃 6 千円	一覽払の手形等 10 万円未満のもの	非課税
		〃 10 万円以上のもの	200 円
(手形金額が 1 億円以上で一定の要件に該当するものは 5 千円 (措置法 91 の 2))			

間 接 諸 税

9～15 間接諸税関係各表

(4) 預貯金証書、貨物引換証、倉庫証券、保険証券、信用状、債務の保証に関する契約書等	200 円
(5) 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書	
受取金額 3万円未満のもの	非課税 受取金額 5,000万円以下のもの
受取金額 100万円以下のもの	200 円
受取金額 200万円	400 円
受取金額 300万円	600 円
受取金額 500万円	1 千円
受取金額 1,000万円	2 千円
受取金額 2,000万円	4 千円
受取金額 3000万円	6 千円
	受取金額の記載のないもの 営業に関しないもの
(6) 預貯金通帳	1年ごとに 200 円
(7) その他の通帳	1年ごとに 400 円
(8) 判 取 帳	1年ごとに 4 千円

11 航空機燃料税

航空機燃料税は、航空機に積み込まれた航空機燃料に対して課税される。

< 航空機燃料税の税率 >

航空燃料 1kl 当たり 26,000 円
 (沖縄路線の一部については 13,000 円、離島路線の一部については、19,500 円の軽減税率が適用されている。(措置法 90 の 8))

12 揮発油税及び地方道路税

揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

揮発油とは、温度 15 度において 0.8017 を超えない比重を有する炭化水素油（炭素と水素のみからなる各種の炭化水素を主成分とする化合物）をいう。

< 揮発油税及び地方道路税の税率 >

揮発油 1 kl 当たり	揮 発 油 税	48,600 円	} 53,800 円
	地方道路税	5,200 円	

13 石油ガス税

石油ガス税とは、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスに課税される。

< 石油ガス税の税率 >

課税石油ガス 1 kg 当たり 17 円 50 銭

14 電源開発促進税

電源開発促進税は、一般電気事業者の販売電気の電力量に対して課税される。

< 電源開発促進税の税率 >

販売電気 1,000KW 時当たり 445 円

15 石 油 税

石油税は、原油の採取場から移出する原油又はガス状炭化水素及び輸入石油製品に対して課税される。

< 石油税の税率 >

原油及び輸入石油製品は 1 kl 当たり	2,040 円
国産天然ガス及び輸入天然ガスは 1 t 当たり	720 円
輸入液化石油ガスは 1 t 当たり	670 円